

平川市地域公共交通協議会会議録

会長	副会長	事務局長	事務局員

開催日時	平成20年5月14日(水) 午後1時30分～
開催場所	平川市役所3階「応接室」
案 件	1) 地域公共交通総合連携計画認定申請及び交付決定の経緯について 2) 平成20年度実施計画案について 3) 平成20年度予算案について 4) その他
出席者	(委員出席者) ○菊池武弘会長 ○大黒正勝副会長 ○葛西幸夫 (葛西金光監事代理) ○工藤清委員 ○下山敏則委員 ○笠井津見清委員 ○八木橋長委員 ○村上智 (近松玲司委員代理) ○船水永一郎委員 ○伊藤一哉委員 ○喜多秀行委員 ○小笠原勝則委員 ○佐藤成子委員 ○小野敬子委員 ○奈良進委員 (出席者15名) (事務局) 事務局長 齋藤久世志 事務局員 工藤慎一 (オブザーバー) 大橋大樹 (県企画政策部新幹線・交通政策課主事) (委員欠席者) 大川喜代治委員 山下祐介委員 (欠席者2名)
事務局長	本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただいまより、平川市地域公共交通協議会を開催いたします。本日は、大川喜代治委員と山下祐介委員が欠席、近松玲司委員と葛西金光委員は代理出席となっております。以上出席者は16名となっております。それでは、協議会に先立ちまして外川市長より挨拶をお願いいたします。
外川市長	それでは開会に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。本日は皆様方におかれましては、御多用のところ、平川市地域公共交通協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。当協議会は、昨年10月1日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通総合連携計画策定を目的にスタートさせました。近年の自家用車の普及、少子高齢化の急速な進展により地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなっております。その状況は当市においても例外ではなく、利用者の減少により路線バスの廃止及び減便が進む中、地域住民の足の確保とそのため財源の確保が大きな課題となっております。公共交通という観点からどのような運行形

	<p>態がベストなのか、あるいは利用者の負担とサービスはどうあるべきなのかなど、市の交通政策を推進する上では重要な課題となっているところでございます。従いまして、当協議会において様々なご意見を頂戴しながら、地域公共交通総合連携計画に反映させたいと考えております。魅力あるまちづくりのためには、公共交通は非常に重要な要素だと思っております。どうか皆様のご指導とご協力をお願いしまして開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>市長はこの後の公務により退席させていただきます。続きまして、菊池会長よりあいさつをお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>菊池でございます。公私ともにご多忙のところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。そうそうたるお立場の皆様を差し置いて会長に指名されましたことに対しまして、力不足の私が皆様のご期待に添えるかどうか、はなはだ心もとありませんけれども、ひらかわマイバスの一員として住民主体の立場から一生懸命頑張りたいと思っております。何とぞご協力をお願いいたします。昨年平川市では、長期総合プランを策定しました。総合計画に掲げられました市の理念は、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」としてあります。この協議会の仕事はこの理念を交通の面から具体的に展開することでありまして、年度内に基本計画を作り、来年度以降それぞれの立場で可能な限り実行に移すということが仕事になります。従いまして、これは単なる研究ではなくて、実行を前提とした計画策定となりますので、大変責任の重いものを感じております。後ほどご説明申し上げますが、交通は目的を果たすために必要な手段ではなくて、目的地へのアクセスの機会の確保とか、交通安全とか、環境改善、地域の活性化などの目的をしっかりと見定めて、それぞれのあるべき姿を市の基本理念から展開していくということが必要かと思われます。皆様にはぜひ、それぞれのご専門の立場から、また、自由な立場からで結構ですのでいろいろとご意見を賜れば、と思っております。なお、本日の会議以降、今後の具体的な進め方について皆様に個別にご相談させていただくことが多くなると思ひます。その節はご協力ご相談をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは議事協議に入る前に、私から若干申し上げたいことがあります。今回新たに委員となられた方もございますので、この協議会の設置経過についてご説明申し上げます。後に説明いたします地域公共交通総合連携計画策定に関する補助事業に応募するためには、この協議会の立ち上げが必須事項でありました。しかも、平成20年度事業の募集締切が3月28日でございますので、市長の強い意向もありまして急遽、この協議会を立ち上げる運びとなりました。3月中旬に委員の承諾を得た委員のうち、市内の関係者及び交通事業者の委員のみで3月25日に参集いただきまして、その席をもって協議会を組織しております。その席上で、会長職には菊池武弘さんが選出されております。そしてその翌日の</p>

<p>会 長</p>	<p>3月26日付けで認定申請書類を東北運輸局に提出したところでございます。おかげさまをもちまして4月中に計画の認定及び交付決定を受けることができました。前回案内を差し上げなかった委員の皆様方には、どうかそのような形で進めざるを得なかったということをご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今回が事実上の顔合わせとなりますので、私から簡単に委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(役員名簿により出席者の紹介)</p> <p>それでは、規約により会長が議事を務めることになっておりますので、この後の議事進行については菊池会長にお願いいたします。</p> <p>それでは議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。さっそくですが、次第に従いまして本日の議事を進めてまいります。地域公共交通総合連携計画認定申請及び交付決定の経緯について、事務局より説明をいただきたいと思っております。</p>
<p>事務局 会 長</p>	<p>(別添資料により説明)</p> <p>ありがとうございました。9,870千円申請したところ半分に下げられたということで、国でも申請の予定の2倍くらい件数があったようでこのような額になったようです。いずれにしても5,000千円の範囲で今後やっていかなければならないようです。ここまで何かご質問ありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、ないようですので平成20年度実施計画案について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局 会 長 喜多委員</p>	<p>(別添資料に基づき説明。認定申請時の予定事業から実証運行を外した旨説明。協議会のビジョンについては菊池会長より説明)</p> <p>ここまでのところでご質問ありませんでしょうか。</p> <p>質問ですが、平川市長期総合プラン中、「路線バスについては、今後も運行確保について継続的に要望する。」とは誰に要望することを想定しているのか。</p>
<p>奈良委員 喜多委員</p>	<p>具体的には弘南バスです。交通弱者のためには路線を確保しなければならないので、協議しながらですが継続的に要望するということです。</p> <p>長期総合プランは平成19年6月に策定であり、当時はそのような考え方もあったと思われるが、資料の1ページの市町村の役割を見ると、「主体的に地域公共交通の活性化及び再生に努める」とある。この法律の中で「主体的に」と書かれているのはこの部分しかない。一方で交通事業者の方を見ると、それに類することは書かれていない。国の考え方と地方の考え方の違いはあると思うが、私は「主体的に地域公共交通の活性化及び再生に努める」とあるので、策定の時期と法律施行の時期はずれているが、要望先は「我が身」ではないかと思うが、どのように考えているか。</p>

奈良委員	おっしゃるとおりとは思いますが、実質的には厳しい財政事情の中で、主体的に路線を確保していくということになりますと経費的な面でのお願いも当然加わると思いますが。つまり、要望するという事は、運行費用についても要望すべきことは要望しながら路線を確保していくという意味合いもあります。
笠井委員	交付決定額が減らされたからといって、実証運行を取り止めてもいいのか議論した方がいいのではないかと。実証運行とは机上で議論した結果を実証していく場だと考えているので、補助金額が減らされたからといってあっさり取り止めにするのはいかがなものかと思う。全体的に事業を薄める方法とかあると思うので、前向きに検討なされた方がいいと思います。
奈良委員	当初は1週間程度の実証運行をする予定でありました。交付決定の際、実証運行については2年目以降に2分の1の補助があるのだから、来年度以降でもいいのではないかと国から指導されております。1週間程度の実証運行であれば効果がないと思われたかも知れませんが、取り止めについてはそのような背景があります。
笠井委員	交付決定書には実証運行も事業として記載されているが、これを取り止めてもいいものか。
事務局長	この件については後に変更申請するつもりでおりますが、詳しいことはまだ詰めておりません。実証運行については次年度以降で対処すべきであると指導がありましたので、本当は実証運行して計画づくりへ反映したいという気持ちがありますが、止むを得ないと思っております。
笠井委員	事業計画案では「バス運行の見直し」を掲げているが、現状の平川市における公共交通の体系の資料がない。まずは現状把握からしていかなければならないのではないかと。
奈良委員	運行計画の見直しについては、今後の協議の中で実態はどうなっているのかということをご説明申し上げていきたい。
事務局長	この協議会の規約の中に幹事会を設けることができる規程があるので、実際に作業する部会を設けていきたい。委員の皆様のご所属する部署で作業していただける方にお越しいただき、現状分析等を協議して計画づくりへ反映させていきたいと思っております。
喜多委員	奈良委員の説明では、言葉は悪いが、国から言われたから実証運行を取り止めたということだが、実施しないのも、また、計画づくりへ反映させるのであれば実施するのも、いずれも考え方一つだと思う。いろいろな意見を並べて考えていけばいいと思うが、国としてはどのようなお考えであるのか。
伊藤委員	まず、変更申請についてですが本局から言われているのは、軽微な変更について変更申請は必要ないということです。実証運行を実施しなくても平川市が目指す基本理念が変わらないということであれば、軽微な変更で対処していいと思います。実証運行するかしないかは、この場で

喜多委員	<p>議論していただいてもraitたい。</p> <p>実証運行は来年に行うこととした国の意図は、どんなところにあるのか。</p>
伊藤委員	<p>そこまでは本局から聞いておりません。</p>
喜多委員	<p>実証運行はどのようなものを想定しているのか、また、実証運行によって何を知りたいのか、実験せずに机上で議論していけばいいのか、この後で議論すればいいのではないかと思います。もう一つ、現況についてですが、先ほど会長さんがおっしゃったとおり交通は手段であり目的ではない。目的というのは人がやりたいこと、行きたいところに行けるのかどうかということが交通の目的だと思います。どこの交通機関がどこを走っているかということではなく、むしろ、どのような人がどのような所へ行くことができるのか、というのが現況だと思っています。それは路線図があったとしても把握することが難しく、かつ、一番興味のあるところだと思います。その現況を把握した後で、そこそこうまく行っているのであればあまり考える必要はないが、うまく行っていないのであれば考えていかなければならないと思います。つまり、路線図やダイヤだけでなく、誰がどこへいくことができるのか、それが現況の本質だと思います。</p>
笠井委員	<p>現況の数値というのは、路線ごとの乗降者数の数値などを言っています。路線の再編も揚げられているが、バス会社では赤字路線の便数の減や廃止などを行っている現状なので前向きな話が出てこない。新しい路線を引くとすれば、実証運行をした上でデータを取らなければならないと思うので実証運行の実施を提案いたしましたものです。</p>
奈良委員	<p>循環バスについては路線ごとに乗降者数を月単位で把握しておりますが、どこで乗ってどこで降りるかということは把握しておりません。次回から提供していきたいと思います。</p>
喜多委員	<p>協議会のビジョン案で数値目標を掲げようとしているが、これは菊池会長の言う手段が目的になってしまうので見直しが必要かと思っています。また、「マイカーからバス等を利用可能なレベルまで引き上げる」とあるが、目標としては厳しすぎるのでこれも見直しが必要かと思っています。</p>
笠井委員	<p>予算案について、平川市としては補助金でこの予算に上積みする予定はないのか。</p>
事務局長	<p>この補助金交付申請は3月議会終了後に急遽決めたものでありますので、この事業応募についても議員の賛同は得ておりません。従いまして協議会が独自で国の補助金を100%活用し進めて行く内容で市長からの決裁を受けています。今のところ、これに嵩上げすることは考えてはおりません。</p>
喜多委員	<p>「主体的に」にこだわりますが、100%国の補助金に頼るのはいかなものかと思う。自治体がこの協議会に補助することができる法律であり、当初あるいは補正の予算措置をして主体性を発揮する協議会が全</p>

	<p>国の中にはあると聞いております。</p>
奈良委員	<p>お金が無くても主体性は発揮できると思いますので、市費の投入は考えておりません。</p>
笠井委員	<p>テーマにある「元気なひらかわ」にあるとおり、地域の足を守るというのは「元気なひらかわ」の基本だと思う。議会に説明していないのであれば説明するなどして、一汗かいていただいてもいいのではないかと考えています。</p>
奈良委員	<p>6月補正することもできますが、できるだけこの案で進めたいというのが基本的に市の意向です。</p>
喜多委員	<p>法律には、協議会の構成員は協議の結果を尊重しなければならないとあります。幸い、委員には議長がおりますので、必要なことについては協力をしていただけるように持っていく方法もあろうかと思えます。</p>
奈良委員	<p>予算に反映できるかどうかは分かりませんが、委員からそのような意見があったと市長に報告します。</p>
会 長	<p>他にありませんか。なければ今年度の事業計画と予算は承認されたものとしたします。続きまして平川市地域公共交通協議会規約改正について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 会 長	<p>(別添資料により説明) この規約案について何か質問ありますでしょうか。 (一同なし)</p>
事務局	<p>なければ、規約の改正については承認されたものとしたします。その他について事務局から連絡事項はありませんか。</p>
会 長	<p>(別添資料により報酬及び費用弁償の支払いの範囲及びコンサルタント業者への発注方法について説明。発注については5月中に5者程度から見積を徴し、見積合わせの方法により実施する旨説明)</p>
伊藤委員	<p>この件について何か質問ありますでしょうか。 5者からの見積合わせという説明であったが、随契ということか。それとも企画競争なのか。</p>
事務局 伊藤委員	<p>5者へこちらから仕様書を提示して見積書を徴収します。 来年度以降は会計検査も見極めた上での対応が必要になると思えます。随意契約はできないことはないがかなり厳しいので注意していただきたい。</p>
事務局	<p>随意契約というのは広い意味では見積合わせも含まれます。それとも1者随契のことを言っているのでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>入札により発注するのが一番いい。随契の解釈についてはあまり詳しくない。市の契約担当の方と打合せをしていただきたい。</p>
会 長	<p>他にありませんか。幹事会については皆さんの所属の方を推薦していただき、その方になるべく早く集まっていただいて具体的な計画づくりをしていきたいと思えます。</p>
喜多委員	<p>実質的に協議会は何回も開けないかと思えますが、案件については持</p>

奈良委員	ち回りでする予定はあるのでしょうか。 幹事会で決めたことの報告やご意見を伺うという案件についてでしょうか。
喜多委員	はい。あるいは実際に出向かなくてもいいような案件などです。機動的なやり方も可能なのではないかと検討していただきたい。
会 長 事務局長	事務局より他にありませんか。 幹事会の案をこちらから作成して実際作業する方を推薦してもらい、日程調整して進めたいと思っております。ぜひ皆様には、ご協力をお願いいたします。
会 長 事務局長	今後も引き続きよろしくお願いたします。 これを持ちまして協議会を終了します。本日はありがとうございました。
(会議終了 午後2時50分)	

以上、会議顛末を報告するものである。

(報告者氏名) 事務局員 工藤 慎一